九　昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める基幹教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

十　看護に関する学科において第二十六条第一項に定める学科と同条第二項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第一項に定める学科にあっては、入学定員が一〇〇人までの場合は二人を、一〇〇人を超える場合は三人を、同条第二項に定める学科にあっては、第四号により算定した基幹教員数から三人を減ずることができる。

十一　この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の基幹教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ　専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員数

入学定員	［略］
基幹教員数	［略］

備考

一　入学定員が六〇〇人を超える場合には、この表に定める基幹教員数に、入学定員二〇〇人につき基幹教員一人を加えるものとする。

二　この表に定める基幹教員数には、別表第一イの基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。

三　入学定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

四　二以上の学科で組織する専門職短期大学における実務の経験等を有する基幹教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数のそれぞれおおむね四割の数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を合計した数以上とする。

別表第二（第四十五条関係）

イ　基準校舎面積

［表略］

備考

一～四　［略］

五　第二十六条第一項第三号及び第二項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

六・七　［略］

ロ　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

九　昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

十　看護に関する学科において第二十六条第一項に定める学科と同条第二項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第一項に定める学科にあっては、入学定員が一〇〇人までの場合は二人を、一〇〇人を超える場合は三人を、同条第二項に定める学科にあっては、第四号により算定した教員数から三人を減ずることができる。

十一　この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ　専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入学定員	［同上］
教員数	［同上］

備考

一　入学定員が六〇〇人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員二〇〇人につき教員一人を加えるものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

二　二以上の学科で組織する専門職短期大学における実務の経験等を有する専任教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数のそれぞれおおむね四割の数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を合計した数以上とする。

別表第二（第四十五条関係）

イ　基準校舎面積

［同上］

備考

一～四　［同上］

五　第二十六条第一項第四号及び第二項第四号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

六・七　［同上］

ロ　［同上］